

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 40,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 530,857 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和7年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道 支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	199,150	140,148			7,652	51,350
	高齢者福祉費	109,085	4,670		5,319	12,852	86,244
	児童福祉総務費	13,529	3,722	6,200	852	357	2,398
	児童措置費	42,060	37,706			565	3,789
	保育所費	89,058	2,300		15,264	9,272	62,222
	小計	452,882	188,546	6,200	21,435	30,698	206,003
保健衛生	保健総務費	49,860	92			6,454	43,314
	健康推進費	28,115	1,703		4,454	2,848	19,110
	小計	77,975	1,795	0	4,454	9,302	62,424
合 計		530,857	190,341	6,200	25,889	40,000	268,427

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。